2026年11月20日

各　位

会社名　　株式会社小野測器
代表者名　　取締役社長　　大越　祐史
（コード番号6858 東証スタンダード）
問合せ先　　執行役員　　戸谷　敏啓
（TEL. 045－514－2601）

「株式付与ＥＳＯＰ信託」の導入に関するお知らせ

当社は本日、取締役会において、以下のとおり、当社および当社子会社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を書面決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本制度の導入について

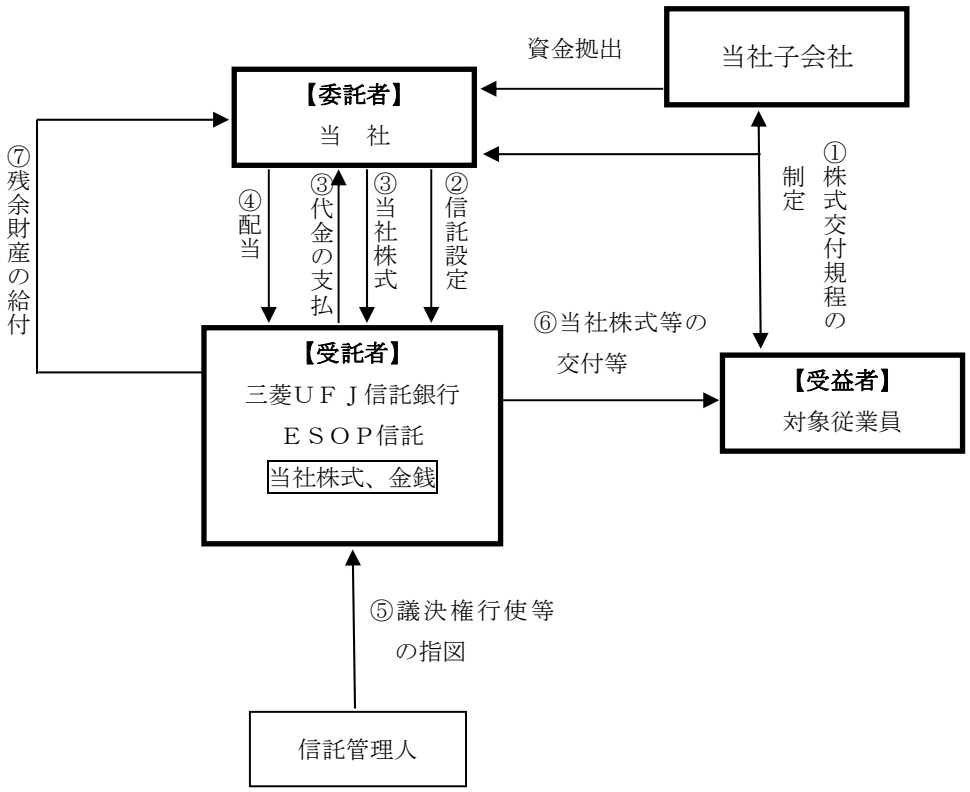
（１）　当社および当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の業績向上や株価上昇への意識を醸成し、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

（２）　株式付与ＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）とは、米国のＥＳＯＰ制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、予め定める株式交付規程に基づき、ＥＳＯＰ信託から、当該信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。なお、ＥＳＯＰ信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社子会社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。

（３）　本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した対象従業員の業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ＥＳＯＰ信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

（※）　本制度の導入に伴い、200,000株（145,200,000円）の自己株式をＥＳＯＰ信託に対して割当てることを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「「株式付与ＥＳＯＰ信託」にかかる自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

２．ＥＳＯＰ信託の仕組み



①当社および当社子会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
②当社は、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするＥＳＯＰ信託を金銭で設定します。
③ＥＳＯＰ信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社から取得します。
④ＥＳＯＰ信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ＥＳＯＰ信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
⑥当社および当社子会社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。
⑦ＥＳＯＰ信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する対象従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、ＥＳＯＰ信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、ＥＳＯＰ信託により当社株式を追加取得する可能性があります。また、当社子会社は、当社子会社の対象従業員に交付等を行う当社株式の取得資金に相当する額の金銭を拠出します。

（ご参考）信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2026年12月７日（予定）
⑧信託の期間	2026年12月７日～2037年３月31日（予定）
⑨制度開始日	2027年１月１日（予定）
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	145,200,000円
⑬株式の取得日	2026年12月10日（予定）
⑭株式の取得方法	当社より取得（自己株式処分）

以　上